



発行 東京都

目次

46

規則

○東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局長齢社会対策部施設支援課)…

規則

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百十号

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則 (平成二十四年東京都規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号イを次のように改める。

イ 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護(東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第一百一十号)第二百六条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型特定施設入居者生活

介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第一百十二号)第二百二条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。

第三条第六項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。))を削り、「当該外部サービス利用型養護老人ホーム」を「当該養護老人ホーム」に改め、同条第七項中「外部サービス利用型」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第四条第一項第一号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改め、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、条例第四条第三号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 112-0002